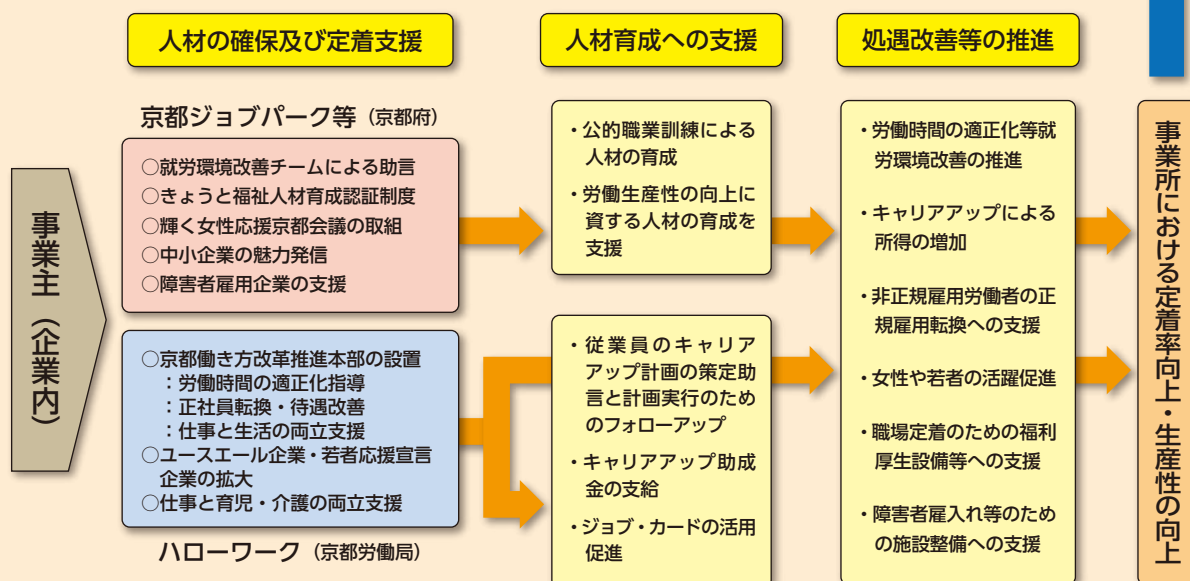
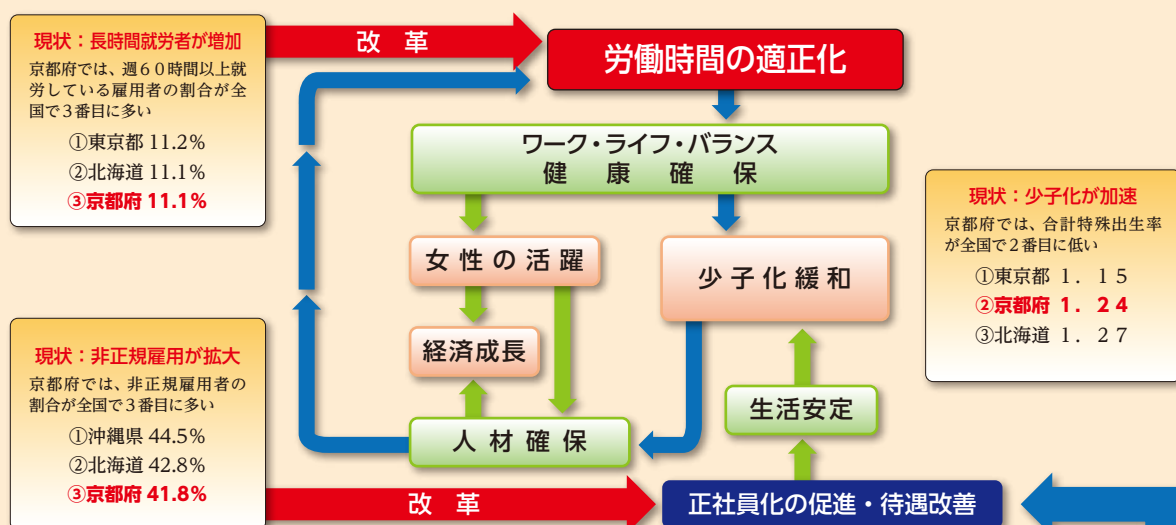


平成28年度 京都労働局雇用施策実施方針 (概要版)

京都府における「働き方改革」の必要性



平成28年度の主な雇用施策	1・2
ユースエールの認定企業の認定について	3
学卒求人説明会開催スケジュール	4
6月10日～6月19日は「公正採用選考推進旬間」です	4
企業内人権啓発推進員の設置について／外国人労働者問題啓発月間について	5
高齢者及び障害者雇用状況報告にご協力を！	6
障害者就業・生活支援センターが実施する職場実習にご協力を！	6
特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を！	6
キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金について	7・8
京都新卒応援ハローワークがリニューアルオープン	9
正社員求人への申込をご検討ください	9
アルバイトの労働条件を確かめよう！／障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務について	10
雇用保険手続を電子申請で行っていませんか？	11
ハローワーク西陣からの重要なお知らせ	12
労働保険の年度更新手続について	13
平成28年度京都府内で実施する職業訓練定員数を決定	14
京都府の雇用失業情勢	15

平成28年度の主な雇用施策

現状と課題

- 過当たり就業時間 60 時間以上の労働者の割合が全国で 3 番目に高い
- 非正規雇用労働者の割合が全国で 3 番目に高い
- 合計特殊出生率が全国で 2 番目に低く少子高齢化の進展による人手不足業種の拡大と既存社員の業務量増加のおそれがある
- 女性雇用者数の約 6 割が非正規雇用労働者
- 若者の入社後の早期離職の割合が全国平均より高い

◎労働生産性の向上に資する人材の確保と育成対策

- 働き方の見直しを促進するなど就労環境の改善等による「働きやすく魅力ある職場づくり」
- 何らかの課題を抱える求職者への職業能力の開発等による「人づくり」
- 女性や若者の活躍推進

重点施策

京 都 府

- 「京都働き方改革推進本部」を中心に、「オール京都」として総合的な就労環境の改善に向けた取組を推進し、魅力的な就業機会の創出を図ります。
- 京都ワーク・ライフ・バランスセンターの取組や「就労環境改善チーム」により、企業への意識啓発による長時間労働の削減と仕事と生活の調和の実現を図ります。
- 「きょうと福祉人材育成認証制度」の推進等、福祉分野の雇用管理改善による「働きやすく魅力ある職場づくり」の取組や「きょうと介護・福祉ジョブネット」の取組を推進します。
- 「京都府少子化対策条例」に基づき、少子化対策の取組等を総合的に展開します。
- 生産性の向上による正規雇用の拡大と職業訓練メニューの拡充を図ります。

雇用環境・均等室を
新設し取り組みます

京都労働局

- 「京都働き方改革推進本部」を中心に、「オール京都」で総合的な就労環境の改善に向けた取組を推進し、魅力的な就業機会の創出を図ります。
- 長時間労働による健康障害防止のための監督指導を重点的に実施します。
- 「京都府正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、キャリアアップ助成金等の活用等による非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を図ります。
- 「多様な正社員制度」の普及・拡大等による非正規雇用労働者の正社員化を促進します。
- 「きょうと福祉人材育成認証制度」を推進する等、福祉分野における雇用管理改善に取り組みます。
- ジョブ・カードやキャリア形成促進助成金等の活用を促し、企業内での人材育成を促します。

働き方改革 のための対策

- 就労環境の改善に向けた取組
- 非正規雇用労働者の正規雇用への転換や処遇の改善の促進
- 人手不足が深刻化している福祉分野における雇用管理改善の推進
- 少子化対策の推進
- 企業内人材育成の取組促進



女性の活躍促進

- 女性の職業生活における活躍の推進
- 男女の均等な機会及び待遇確保の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- 「京都ウイメンズベース」を京都府、京都労働局、京都市、経済団体が一体となって設置し、企業における女性活躍のための積極的な取組を推進します。
- 「輝く女性応援京都会議」を開催し、経済団体と行政が連携して女性の活躍を促進します。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、企業における女性活躍のための積極的な取組を推進します。
- 男女雇用機会均等法に沿った雇用管理やポジティブ・アクションの一層の促進に取り組みます。
- 「くるみん」「プラチナくるみん」認定の取得促進や、男女労働者の両立支援対策を推進します。

若者の活躍促進

- 次代を担うべき若者への総合的支援
- 職場への定着支援、早期離職の防止
- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応
- 府内企業の人材確保に向けた取組
- いわゆる「ニート」に対する就職支援

- 「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に沿った対策に取り組みます。
- 京都新卒応援ハローワークと緊密に連携し、学生のニーズに応じた就職支援と定着支援を一体的に取り組みます。
- 「京都キャリア教育推進協議会」の活動を通じて大学生等の早期のキャリア形成を支援します。
- 「京都ブラックバイト対策協議会」により労働局と連携し、学生に対する労働法制の周知等に取り組みます。
- 京都ジョブナビ等により府内中小企業の魅力発信、人材確保、新規卒卒者への広報活動を支援します。
- 京都J P カレッジの実施や、地域若者サポートステーションとの連携により、きめ細かな就職支援を行います。

- 「若者雇用促進法」に沿った各種対策に取り組みます。
- 京都新卒応援ハローワークを京都ジョブパーク内に設置し、若者のニーズに応じた就職支援と定着支援を一体的に取り組みます。
- 「在職者向け相談窓口」において「使い捨て」が疑われる企業等への対応を図るとともに、「京都ブラックバイト対策協議会」により京都府と情報を共有・連携し、学生に対する労働法制の周知等に取り組みます。
- 「ユースエール企業」「若者応援宣言企業」の普及拡大に努め、府内中小企業の魅力を発信し、マッチングを推進します。
- 地域若者サポートステーションと連携し、きめ細かな就職支援を実施します。

就職支援の推進

- 効果的・効率的な職業訓練の実施による就職支援
- 京都労働局と京都府との一体的総合就業支援施策の実施
- U・I・Jターンによる就職支援
- 中高年齢者、障害者、ひとり親に対する就職支援、生活保護受給者等に対する就労・生活支援

- 京都労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構との国・府一体人づくり事業の実施に関する協定に基づき、様々な求職者のニーズに合った効果的・効率的な職業訓練を実施します。
- 京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、利用者の様々なニーズに応じたワンストップ型の就業支援を行います。
- 京都ジョブパークの「移住人材確保業務」により、都市部においてU・I・Jターンを希望する人材と、府内企業とのマッチングを図ります。
- 中高年齢者や生活保護受給者、障害のある求職者等に対し、京都労働局や関係機関と連携し、きめ細かな就職支援等を行います。
- 障害者雇用企業サポートセンターにより、障害者雇用に意欲のある企業を支援します。
- 「ひとり親自立センター」において、ひとり親の自立を促進するため、総合的な就職支援を行います。

- 京都府、高齢・障害・求職者雇用支援機構との国・府一体人づくり事業の実施に関する協定に基づき、様々な求職者のニーズに合った効果的・効率的な職業訓練を実施します。
- 訓練等の支援が必要な求職者に対し、適格な職業訓練受講あっせんを努め、受講者に対し、就職・職場定着までの一貫した支援を行います。
- 京都ジョブパーク及び北京都ジョブパーク内のハローワークコーナー等において、利用者の様々なニーズに応じた就業支援を、京都府と一体的に行います。
- 京都府が実施する移住施策と連動し、都市部においてU・I・Jターンを希望する人材と、地域の中小企業とのマッチングを図ります。
- 中高年齢者や生活保護受給者、障害のある求職者等に対し、京都府や関係機関と連携し、きめ細かな就職支援等を行います。
- マザーズハローワークに訓練ナビを配置し、職業訓練受講を促進するなど、ひとり親に対する総合的な一貫した就職支援を行います。



若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。  (認定マーク)
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)において実施している「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率*から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyoun_m_t.html
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。



平成29年3月新規学校卒業予定者対象

学卒求人説明会開催

(企業内人権啓発推進員研修会と同時開催)

安定所	開催日時		開催会場
福知山 舞鶴 峰山	6月10日(金)	13:30～	野田川わーくばる 京都府与謝郡与謝野町字四辻161
京都西陣	6月16日(木)	13:30～	ロームシアター京都 京都市左京区岡崎景勝寺町13
伏見 宇治 京都田辺	6月17日(金)	13:30～	宇治市文化センター 宇治市折居台1丁目1番地
京都七条	6月13日(月)	13:30～	テルサホール 京都市南区東九条下殿田町70

毎年

6月10日～6月19日は

「公正採用選考推進旬間」です

職業安定行政では、従来から基本的人権を尊重した「公正な採用選考」の実施を事業主の皆さまにお願いしているところです。

また、職業安定法に基づく指針においては、原則として収集してはならない求職者等の個人情報について規定されています。

しかしながら、新聞折込を利用した求人広告でJIS規格（標準的参考例）によらない応募書類（履歴書）の提出を求めたり、また、面接の場において、本人に責任のない事項の質問をするなど、就職差別につながるおそれのある事象が起きています。

このような行為は、公正な採用選考のあり方に反するばかりか、求職者等の個人情報を原則として収集してはならないと規定している職業安定法に基づく指針に反し、憲法で保障された基本的人権、職業選択の自由を侵害することにつながるということを、十分にご理解いただくとともに、身元調査は採用内定後におきましても実施されないようお願いします。

来春に向け、大学・短大・専修学校等の卒業予定者の就職活動はすでに始まっており、また、中学校・高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付が6月20日から公共職業安定所（ハローワーク）で始まります。

京都労働局では、この新規学卒者の就職にとって大切な時期、毎年6月10日から19日までを「公正採用選考推進旬間」としています。事業主の皆さまにおかれましては、今一度採用選考を見直していただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立に向けた積極的な取組をお願いします。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

企業内人権啓発推進員の設置について

京都労働局では、「京都人権啓発行政連絡協議会」の構成機関として、企業内における人権問題の正しい理解を深め、就職の機会均等を確保するため、京都府内の従業員30人以上の各事業所に対して、「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いしております。（従業員30人未満の場合も設置できます。）

平成28年6月1日

企業代表者 殿

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局 近畿財務局京都財務事務所
京都労働局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿運輸局
近畿地方整備局 京都府 京都市

企業内人権啓発推進員の設置について(御依頼)

初夏の候 貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、人権擁護活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を有すると規定されています。この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権に関わる啓発活動が展開されているところであります。

しかしながら、社会には今なお同和問題など様々な人権問題が存在するとともに、国際化の進展や人々の価値観の多様化に伴って、インターネットによる人権侵害などの新たな問題も生じております。

当協議会におきましては、このような状況を厳しく受け止め、企業対象の人権研修をはじめ、人権擁護思想の普及・高揚に向けて、今後、取組を一層強化して参る所存であります。

つきましては、企業の皆さま方におかれましても国民の責務として、また企業の社会的責任を果たすという立場から、従業員教育のための研修や公正な採用選考等をはじめとする人権問題の解消のために、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

特に、企業における具体的取組の一環として、同和問題をはじめとする人権問題の啓発活動を推進していただく「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いして参りましたが、未設置の企業におかれましては、この趣旨を御理解いただき、人事・労務等担当責任者の中から「人権啓発推進員」1名を早急に設置していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

京都労働局職業対策課 ☎075-275-5424

● 外国人労働者問題啓発月間 ● 6/1(水)～6/30(木)

外国人雇用はルールを守って適正に！
～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

事業主の皆さまへ

高年齢者及び障害者雇用状況報告にご協力を！

毎年6月1日現在の各企業における高年齢者と障害者の雇用状況等につきましては、それぞれの施策を進める重要な基礎資料として活用するため、厚生労働省が法律に基づき全国一斉の調査を実施しております。特に、障害者の雇用状況報告につきましては、対象企業規模が50人以上となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告用紙を送らせていただきました企業におかれましては7月15日（金）までにハローワークへご提出いただきますようお願いいたします。

障害者就業・生活支援センターが実施する 職場実習にご協力ください！

障害者就業・生活支援センターとは、障害者の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活の支援を行う機関です。障害者雇用促進法に基づき、都道府県知事が指定した社会福祉法人等により運営されており、国及び都道府県が業務を委託している事業です。

同センターが斡旋する職場実習制度は、雇用契約は交わさずに障害者がどのくらい仕事ができるのかを見極めたい場合や障害者と共に働くことについて従業員の理解を促進したい場合等に有効です。

賃金の支払い等、労働基準法上の事業主の責務は発生しません。また、万が一、職場実習中の事故で障害者が負傷した場合は、同センターが加入する損害保険等により補償されます。

特別支援学校等卒業予定者に 職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校（従来の養護学校）、盲学校、聾学校の卒業予定者のうち100名以上が就職を希望しています。

就職を実現するための第一歩として、職場実習にぜひご協力ください。

特別支援学校等が行う職場実習は、それぞれの企業で実際の作業を2週間程度体験させていただくことにより、本人の適正・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に、学校教育の一環として実施しています。賃金の支払いは必要ありません。

また、万が一の事故に対しては、（独法）日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。（労災事故とはなりません。）

職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは、
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室（☎ 075-341-2626）まで
お願いします。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助 成 額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ● 正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ● 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり 30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)：1人当たり 40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり 10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり 20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ● 一般職業訓練(Off-JT) ● 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ● 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練)(Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円(500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大 30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 最大 50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円(700円)
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ① すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額 させた場合 ② 正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 した場合 ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用 した場合	①賃金テーブル改定 ・すべての賃金テーブル改定： 対象労働者数が 1～3人：10万円(7.5万円) 4～6人：20万円(15万円) 7～10人：30万円(20万円) 11～100人：3万円(2万円)×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人：5万円(3.5万円) 4～6人：10万円(7.5万円) 7～10人：15万円(10万円) 11～100人：1.5万円(1万円)×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施 ：1事業所当たり 40万円(30万円) ・共通の賃金テーブルの導入・適用 ：1事業所当たり 60万円(45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長：1人当たり 20万円(15万円)

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。



キャリア形成促進助成金のご案内

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

支給対象となる訓練等	対象	制度の内容	Off-JT 賃金助成 (1人1時間当たり)	Off-JT 経費助成	OJT 実施助成 (1人1時間当たり)
① 雇用型訓練コース(☆)					
・ 特定分野認定実習併用 職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	800(400)円	2/3 (1/2)	700(400)円
・ 認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	800(400)円	1/2 (1/3)	700(400)円
・ 中高年齢者雇用型訓練		直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練			
② 重点訓練コース(☆)					
・ 若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	800(400)円	1/2(1/3) 【2/3(1/2) *】	—
・ 熟練技能育成・承継 訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練			
・ 成長分野等・グローバル 人材育成訓練		成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練			
・ 中長期的キャリア形成 訓練		厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座			
・ 育休中・復職後等人材 育成訓練		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練			
③ 一般型訓練コース					
・ 一般企業型訓練	中小企業	①②以外の訓練	400円	1/3	—
・ 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が行う訓練	—	1/2(2/3*)	—
④ 制度導入コース					
・ 教育訓練・職業能力 評価制度	中小企業以外 中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成	(制度導入助成)50(25)万円		
・ セルフ・キャリア ドック制度		一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成			
・ 技能検定合格報奨金 制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成			
・ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成			
・ 社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合に助成			
・ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成	(制度導入助成) 2 / 3		

※()内は中小企業以外の助成額・助成率

※*印は育児休業中等に係る訓練の場合。

※(☆付きコース) 若者雇用促進法に基づく認定事業主又は一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ。

※育児休業中の訓練(育休中・復職後等人材育成訓練)・海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練(成長分野等・グローバル人材育成訓練)に対しては、経費助成のみ行います(賃金助成はありません)。

※一般企業型訓練を実施する場合は、セルフ・キャリアドックの実施が必要となります。

※支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページまたは「キャリア形成促進助成金のご案内」(パンフレット)をご覧ください



京都新卒応援ハローワークが リニューアルオープンしました。



▲平成28年4月4日 京都テルサ 開所式
(写真左から 山田京都府知事、井内労働局長)

京都ジョブパークに新たに
オープンした学生就職セン
ターにて、学生の就職支援を
強力にバックアップします。

開庁時間

平日 9:00～19:00

土曜日 9:00～17:00

(日祝・年末年始は休み)

お問い合わせ先

☎075-280-8614

(京都市南区東九条下殿田町70)

正社員求人の申込をご検討ください!!

求める人材を確保するためには、
求職者にとって一層 **魅力を感じる** ことが
できる求人にしていただく必要があります。

京都府内の有効求人倍率は、

1.30倍(平成28年4月)

有効求職者数 43,063人

有効求人数 55,884人

しかし、京都府内の正社員募集求人の

有効求人倍率は、**0.81倍**(平成28年4月)

有効求職者数 29,986人

有効求人数 24,229人

正社員雇用のメリット

- ★長期にわたる安定した雇用の下で、従業員がその有する能力を十分に発揮することが期待できます。
- ★採用後、長期の視点に立って、従業員の指導・育成を計画的に実施できます。

**優秀な人材の確保・定着、多様な人材の活用のため
勤務地などを限定した「多様な正社員」を活用しましょう!!**

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎075-241-3268 又は 各ハローワークへ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中

～4月から7月まで～

— 労働条件の明示が適切でない割合は約6割 —

厚生労働省が大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施したところ、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。

今回のキャンペーンでは特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、学生へのリーフレット配布による周知・啓発や大学等での出張相談などを実施します。

学生の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、ご配慮等をいただきたいと考えております。

◆ 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

◆ 京都労働局 学生アルバイト

検索

◆ 「労働条件相談ほっとライン」 0120-811-610

月・火・木・金 17時～22時
土・日 10時～17時

お問い合わせ先：京都労働局雇用環境・均等室 ☎ 075-241-3212

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となりました。

▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。

また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

雇用保険手続を 電子申請で行ってみませんか？

電子申請について

雇用保険の主要な手続は総務省が運営するウェブページ「e-Gov 電子申請システム」にアクセスし、オンライン上で行うことができます。

電子申請の主なメリット

いつでも

どこでも

記入ミスや
漏れの防止

時間と
コスト節約

- 1 行政機関の窓口時間にとらわれず「いつでも」申請可能！
- 2 自宅や職場など「どこからでも」申請可能！
- 3 「記入ミス・漏れ防止機能」により申請事務を正確かつ効率的に！
- 4 オンラインにより「窓口へ出向く時間や待ち時間」「費用」を削減！

★これから電子申請で雇用保険手続を始められる方へ

電子申請を始めるためには「電子証明書※」の取得と「使用されるPCの環境設定」が必要です。

※電子証明書……申請者が届出していることを証明するため、届出内容に対して電子的に署名を行う際に必要となります。

既に e-Tax などその他電子申請システムをご利用になられている場合は、その電子証明書が e-Gov 電子申請システムでも使用できる可能性がありますので、電子証明書の発行元にご確認ください。

また、平成 27 年 7 月 1 日より雇用保険電子申請時において、事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の公的個人認証サービスの電子証明書の利用が可能となります。（その際の手続方法などの詳細は裏面の京都労働局担当部署連絡先までお問い合わせください。）

厚生労働省作成の「e-Gov 電子申請事前準備マニュアル」に上記の準備方法が詳細に記載されていますのでそちらをご参照ください。

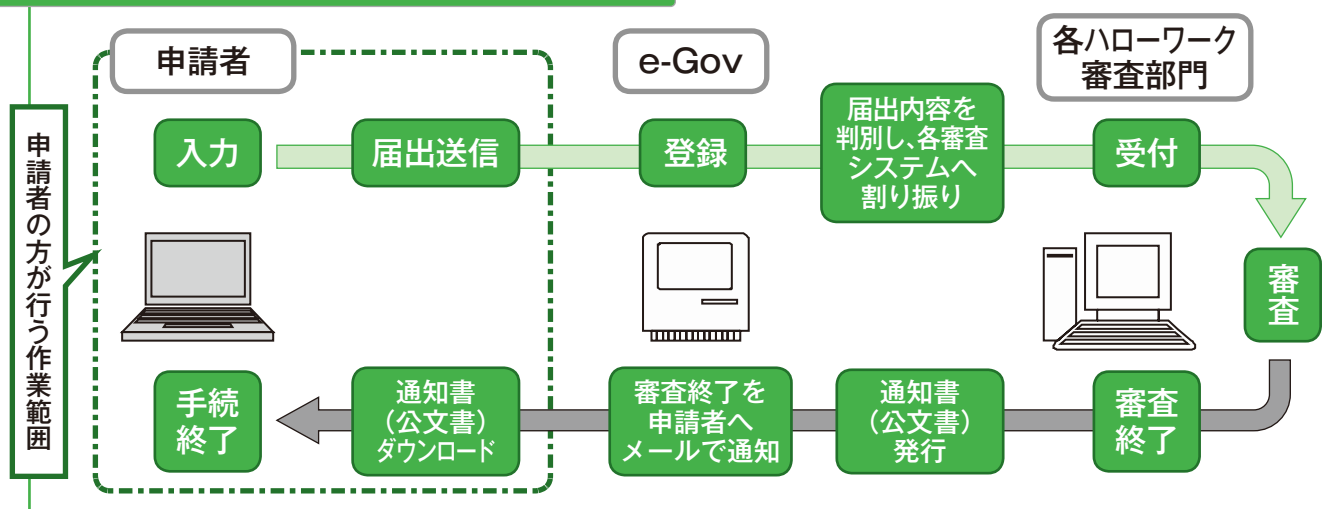
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/dl/jizen01.pdf>

電子申請 準備マニュアル

検索



電子申請で雇用保険手続を行うイメージ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

ハローワーク西陣からの重要なお知らせ

京都市上京区、北区、左京区、中京区、右京区、西京区、
亀岡市、南丹市、船井郡にお住まいの皆さまへ
～受給手続安定所移転のお知らせ～

雇用保険給付課は、平成28年6月20日（月）から
ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎に移転します。

平成28年6月20日以降、京都市上京区、北区、左京区、中京区、右京区、西京区にお住まいの方の雇用保険失業等給付金の受給手続は、ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎での取り扱いになりました。なお、亀岡市、南丹市、船井郡・右京区のうち京北町にお住まいの方は、ハローワーク園部が管轄となりますが、ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎でも受給手続ができます。

ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎

〒604-0845

京都市中京区烏丸御池上ル北西角

明治安田生命京都ビル1F

【業務取扱日・時間】

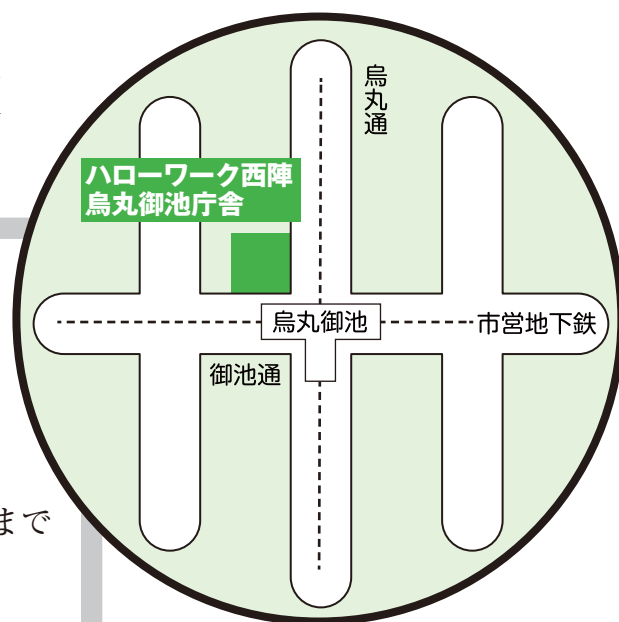
平日（月～金曜日） 8時30分から17時15分まで
土曜・日曜・休祝日、年末年始は休み

【交通】 市営地下鉄「烏丸御池」駅2番出口すぐ

市バス・京都バス「烏丸御池」停留所すぐ

※ハローワーク西陣 烏丸御池庁舎には、**駐車場・駐輪場がありません。**

ご来所の際は、地下鉄バス等公共の交通機関をご利用ください。



◎障害者等の就職困難者の方については、6月20日以降も引き続きハローワーク西陣本庁舎にて雇用保険失業等給付金の受給手続を行ってください。

◎事業所関係の手続（資格取得・資格喪失等）については、引き続きハローワーク西陣本庁舎で取り扱います。

お問い合わせ先：京都労働局職業安定部職業安定課 へ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成28年度

労働保険の年度更新の手続

6/1 (水)～7/11 (月)までをお願いします

- 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険率を乗じて得た額となります。

(算定対象期間)

平成27年度確定保険料…平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

平成28年度概算保険料…平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

- 労働保険料を延納（分割納付）する場合の納付期限については以下のとおりとなります。

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期（初期）	第2期	第3期	第1期（初期）	第2期
期 間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納 期 限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	翌年2月14日	—	2月14日

※ 納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

※ 概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。

- 労働保険事務組合の皆さまは、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆さまは、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。

- 平成28年度は雇用保険率が変更されています。

詳細は京都労働局のホームページでご確認ください。

URL… <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

- 一般拠出金は、平成27年度賃金総額に1000分の0.02を乗じた額を申告・納付してください。

- 年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

- 従業員の雇用の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

- ご不明な点がございましたら、京都労働局・管下労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都府内で実施する職業訓練定員数を決定

—平成 28 年度職業訓練実施計画を策定—

京都労働局、京都府及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部は「国・府一体人づくり事業の実施に関する協定」に基づき、「平成 28 年度京都府職業訓練実施計画」を策定しました。

職業訓練の実施概要は下記のとおりですが、学卒訓練・離職者訓練では、介護系訓練、医療・簿記・一般事務系訓練、IT 系訓練、ものづくり（製造）系訓練等のコース（2 か月～2 年間）があります。職業訓練修了生の採用についてぜひご検討ください。

具体的な訓練内容、実施時期等についてはお近くのハローワークにお尋ねください。

平成28年度の京都府内の職業訓練受講定員

（単位：人）

訓練実施 主体	京 都 府		京都労働局	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 京都支部	計
訓練の種類	施設内訓練	委託訓練	求職者 支援訓練	ポリテクセンター京都 ポリテクカレッジ京都	
離職者訓練	—	2,364	2,070	728	5,162
在職者訓練	720	—	—	2,249	2,969
学卒者訓練	215 (80)	—	—	55 (55)	270 (135)
計	935 (80)	2,364	2,070	3,032 (55)	8,401 (135)

※（ ）内は、2 年訓練コースの 2 年次の定数で内数

※ 京都府は、上記のほか、障害のある方向けに、施設内訓練（定員 60 人）、委託訓練（227 人）を実施します。

お問い合わせ先 各ハローワークへ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率は1.30倍と、昭和48年12月(1.32倍)以来の1.3倍台～

● 平成 28 年 4 月内容 ●

平成 28 年 5 月 31 日

京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、一部の産業で減少が続いているが、前年同月比で1.1%増と73か月連続で増加している。有効求職者数(原数値)、雇用保険受給者数は減少している。

平成28年4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.30倍で0.04ポイント上昇し、昭和48年12月以来の高水準であった本年1月の1.28倍をさらに上回り、42年4か月ぶりの1.3倍台となった。

以上のことから、**京都府内の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいると判断する。**

【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、55,884人と前月に比べ2.5%増加し、有効求職者数(同)は、47,352人と前月に比べ0.8%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、47,352人で前年同月比9.0%減少した。

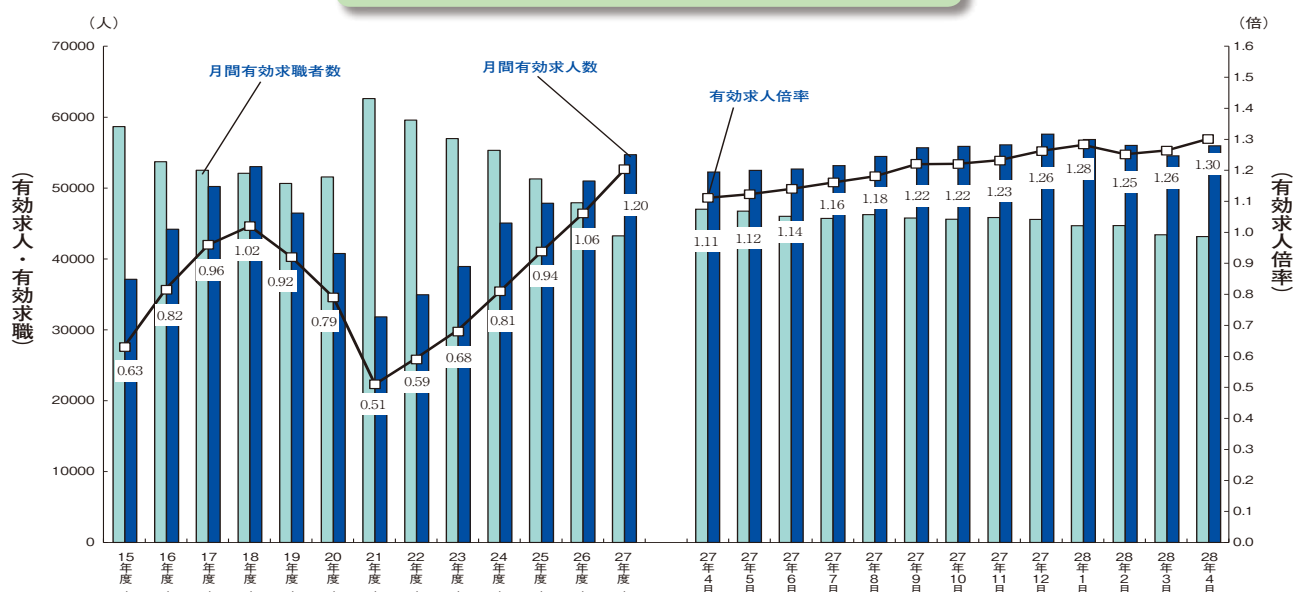
新規求職者数(原数値)は、13,270人で前年同月比12.2%減少した。内訳は、一般が8,050人で同13.5%減少し、パートも5,220人で同10.2%減少した。新規常用求職者(パートを除く)の構成比をみると、在職者21.6%、離職者67.9%(うち事業主都合21.1%)、無業者10.6%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比22.0%減少している。

(3) 有効求人数(原数値)は、56,359人で前年同月比6.4%増加した。

新規求人数(原数値)は、20,326人で前年同月比3.6%増加した。内訳は、一般が11,185人で同2.5%増加し、パートは9,141人で同5.0%増加した。主要産業別にみると、前年同月比で増加した産業は、運輸業・郵便業(39.8%増)、卸売・小売業(2.3%増)、学術研究・専門・技術サービス業(2.0%増)、宿泊・飲食サービス業(15.2%増)、生活関連サービス業・娯楽業(4.2%増)、教育・学習支援業(86.7%増)、医療・福祉(1.8%増)、複合サービス事業(38.9%増)となった。一方、減少した産業は、建設業(7.3%減)、製造業(8.1%減)、情報通信業(8.2%減)、金融業・保険業(37.6%減)、不動産・物品賃貸業(6.2%減)、サービス業〔他に分類されないもの〕(1.7%減)となった。

(4) 就職件数は、3,659件で前年同月比12.2%減少した。内訳は、一般が1,962件で同16.3%減少、パートは1,697件で同6.9%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、782件で同8.1%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成27年12月以前の数値は、平成28年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク